



平成16年8月5日

各 位

会社名 株式会社安川電機
代表者名 取締役社長 利島 康司
(コード番号 6506 東証第一部、福証)
問合せ先 広報グループ長 赤木 博
(TEL. 093-645-8810)

2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債発行に関するお知らせ

当社は、平成16年8月5日開催の当社取締役会において、2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債の発行を決議いたしましたので、その概要につき下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 社債の名称

株式会社安川電機2009年満期ユーロ円建転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債のみを「本社債」、新株予約権のみを「本新株予約権」という。）

2. 社債の発行価額

本社債の額面金額の100%（各本社債の額面金額 200万円）

3. 本新株予約権の発行価額

無償とする。

4. 払込期日及び発行日

2004年8月24日

5. 募集に関する事項

（1）募集方法

Nomura International plcを共同主幹事引受会社兼ブックランナーとし、Mizuho International plcを共同主幹事引受会社とする幹事引受会社（以下「幹事引受会社」という。）の総額買取引受けによる欧州を中心とする海外市場（但し、米国を除く。）における募集。但し、買付けの申込は条件決定日の翌日午前8時（日本時間）までに行われるものとする。なお、当社は、幹事引受会社に対し、2004年8月19日（ロンドン時間）までに当社に通知することにより、本社債の額面金額合計額20億円を上限として追加的に本新株予約権付社債を買い取る権利を付与する。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しあれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(2) 本新株予約権付社債の発行価格（募集価格）

本社債の額面金額の102.5%

6. 新株予約権に関する事項

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、その行使により当社が当社普通株式を新たに発行し又は当社の保有する当社普通株式を移転する数は、行使請求に係る本社債の発行価額の総額を下記(3)記載の転換価額で除した数とする。但し、行使により生じる1株未満の端数は切り捨て、現金による調整は行わない。本新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、当社は商法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算する。

(2) 発行する本新株予約権の総数

6,500個及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額を200万円で除した個数並びに本新株予約権付社債券の紛失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することがある代替新株予約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額を200万円で除した個数の合計数

(3) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額

①各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は、本社債の発行価額と同額とする。

②転換価額は、当初、当社の代表取締役社長が、当社取締役会の授権に基づき、投資家の需要状況及びその他の市場動向を勘案して決定する。但し、当初転換価額は、本新株予約権付社債に関して当社と上記5.(1)記載の幹事引受会社との間で締結される引受契約書の締結日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下「終値」という。)に1.25を乗じた額を下回ってはならない。

③2006年8月25日（日本時間とし、以下「決定日」という。）まで（当日を含む。）の30連続取引日の終値の平均値の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「決定日価額」という。）が、決定日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、2006年9月4日（日本時間とし、以下「効力発生日」という。）以降、決定日価額（但し、決定日の翌日から効力発生日までの間に下記④に従って行われる調整に服する。）に修正される。但し、上記の計算の結果算出される金額が決定日に有効な転換価額の80%（但し、決定日の翌日から効力発生日までの間に下記④に従って行われる調整に服する。）に相当する金額を下回る場合には、転換価額は、当該80%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額に修正される。「取引日」とは、株式会社東京証券取引所が開設されている日をいい、終値が発表されない日を含まない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

④転換価額は、本新株予約権付社債の発行後、当社が当社普通株式の時価を下回る価額で当社普通株式を発行し又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合には、次の算式により調整される。なお、次の算式において、「既発行株式数」は当社の発行済普通株式（当社が保有するものを除く。）の総数をいう。

$$\text{調整後} = \frac{\text{既発行}}{\text{転換価額}} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times 1\text{株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数}}{\text{時価}}}$$

また、転換価額は、当社普通株式の分割又は併合、当社普通株式の時価を下回る価額をもって当社普通株式の発行又は移転を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されるものを含む。）の発行が行われる場合その他一定の事由が生じた場合にも適宜調整される。

(4) 本新株予約権の発行価額を無償とする理由及びその行使に際して払込をなすべき額の算定理由

本新株予約権は、転換社債型新株予約権付社債に付されたものであり、本社債からの分離譲渡はできず、かつ本新株予約権が行使されると代用払込により本社債は消滅し、本社債と本新株予約権が相互に密接に関連することを考慮し、また、市場環境等に基づく本新株予約権の価値と、本社債の利率、発行価額等の他の発行条件により得られる経済的な価値とを勘案して、その発行価額を無償とした。また、本社債が転換社債型新株予約権付社債であることから、各本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額は本社債の発行価額と同額とし、当初転換価額は上記(3)②記載のとおり決定される額とする。

(5) 本新株予約権の行使請求期間

2004年9月7日から2009年8月10日まで（行使請求受付場所現地時間）とする。但し、①下記7.(4)記載の当社の選択による線上償還の場合は、償還日の東京における3営業日前の日まで、②下記7.(5)記載の買入消却の場合は、当社が本社債を消却した時又は当社の子会社が本社債を消却のため当社に交付した時まで、また③本社債の期限の利益の喪失の場合には、期限の利益の喪失時までとする。上記いずれの場合も、2009年8月10日（行使請求受付場所現地時間）より後に本新株予約権を行使することはできない。

(6) その他の本新株予約権の行使の条件

各本新株予約権の一部行使はできない。

(7) 本新株予約権の消却事由及び消却の条件

消却事由は定めない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘的目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しあれません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

- (8) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額中資本に組入れる額
は、当該発行価額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は
その端数を切り上げた額とする。
- (9) 本新株予約権の期中行使があった場合の取扱い
本新株予約権の行使により発行又は移転する株式に関する利益配当金は、当該行使の
効力発生日の属する配当計算期間(現在3月20日に終了する1年の期間をいう。)の初
めに当該株式の発行又は移転があったものとみなして、これを支払う。

7. 本社債に関する事項

(1) 発行総額

130億円及び上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利の行使により追加的に発行される
本新株予約権付社債に係る本社債の額面金額合計額並びに本新株予約権付社債券の紛
失、盗難又は滅失の場合に適切な証明及び補償を得て発行することができる代替新株予
約権付社債券に係る本社債の額面金額合計額の合計額

(2) 社債の利率

本社債には利息は付さない。

(3) 満期償還

2009年8月24日(償還期限)に本社債の額面金額の100%で償還する。

(4) 線上償還

①130%コールオプション条項による線上償還

2007年8月24日以降、終値が、30連続取引日にわたり、当該各取引日に適用のある上記
6.(3)記載の転換価額の130%以上であった場合、当社は、その選択により、本新株予
約権付社債の所持人に対して、当該30連続取引日の末日から30日以内に、30日以上60日
以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の100%
で線上償還することができる。

②税制変更による線上償還

日本国の税制の変更等により、当社が本社債に関する支払に関し本新株予約権付社
債の要項に定める追加額の支払義務を負う旨を受託会社に了解させ、かつ、当社が
合理的な措置を講じてもかかる追加額の支払義務を回避することができない場合に
は、当社は、その選択により、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日
以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部(一部は不可)をその額面金額の
100%で線上償還することができる。但し、当社が当該追加額の支払義務を負うこと
となる最も早い日から90日以上前にかかる線上償還の通知をしてはならない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘的目的と
して作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。
また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基
づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国に
において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社
債については米国における募集は行われません。

③当社が他の会社の完全子会社となる場合の繰上償還

当社が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となるための株主総会決議が採択された場合、当社は、本新株予約権付社債の要項に定める一定の措置を講ずること等を条件として、本新株予約権付社債の所持人に対して30日以上60日以内の事前の通知をしたうえで、残存本社債の全部（一部は不可）を、その額面金額に対する下記の割合で表示される償還金額で繰上償還することができる。

2004年8月24日から2005年8月23日まで	104%
2005年8月24日から2006年8月23日まで	103%
2006年8月24日から2007年8月23日まで	102%
2007年8月24日から2008年8月23日まで	101%
2008年8月24日から2009年8月23日まで	100%

（5）買入消却

当社は、公開市場を通じ又はその他の方法により隨時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができる。また、当社の子会社は、公開市場を通じ又はその他の方法により隨時本新株予約権付社債を買い入れ、これを保有し、転売し、又は当該本新株予約権付社債に係る本社債の消却のため当社に交付することができる。

（6）社債券の様式

無記名式新株予約権付社債券

（7）担保又は保証

本社債は、担保又は保証を附さないで発行される。

（8）財務上の特約

担保提供制限が付される。

8. 上場取引所

本新株予約権付社債をロンドン証券取引所及びシンガポール証券取引所に上場する。

9. 代用払込に関する事項

商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号により、本新株予約権行使したときは、かかる行使をした者から、当該本新株予約権が付された本社債の全額の償還に代えて、当該本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額の全額の払込がなされたものとする旨の請求があつたものとみなす。

10. その他

安定操作取引は行わない。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

(ご 参 考)

1. 資金の使途

(1) 今回調達資金の使途

手取金概算額129億円（上記5.(1)記載の幹事引受会社の権利が全部行使された場合は149億円）については、有利子負債の返済資金に50億円を、設備投資の資金に29億円を、運転資金に残額全額を、それぞれ充当する予定です。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える見通し

金融収支の改善と設備投資による生産効率の向上が見込まれます。

2. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、業績、配当性向等を総合的に勘案し、内部留保の確保に留意しつつ安定した株主配当の維持と永続的な企業価値の向上を目指しています。

(2) 配当決定にあたっての考え方

安定的な配当の継続を基本としつつ、あわせて、業績、経営環境及び財務状況等を総合的に勘案して決定することとしております。

(3) 過去3決算期間の配当状況等

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期
1株当たり当期純利益	△44.49円	2.89円	7.28円
1株当たり年間配当金	0円	0円	3円
実績配当性向	—	—	41.2%
株主資本利益率	△29.2%	2.2%	5.6%
株主資本配当率	—	—	2.2%

- (注) 1. 株主資本利益率は、決算期末の当期純利益を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
2. 株主資本配当率は、年間配当金総額を株主資本（期首の資本の部合計と期末の資本の部合計の平均）で除した数値です。
3. 平成14年3月期及び平成15年3月期における実績配当性向及び株主資本配当率については、無配のため記載しておりません。
4. 平成15年3月期から、1株当たり当期純利益の算定にあたっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第4号）を適用しております。

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘的目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しは行われません。

また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。

3. その他

(1) 潜在株式による希薄化情報等

転換価額が未定のため、算出しておりません。

(2) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況

① エクイティ・ファイナンスの状況

該当事項はありません。

② 過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成14年3月期	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
始 値	615円	620円	233円	860円
高 値	750円	680円	960円	970円
安 値	318円	164円	217円	530円
終 値	625円	240円	864円	537円
株 価 収 益 率	—	88.24倍	112.50倍	—

- (注) 1. 平成17年3月期の株価については、平成16年8月4日現在で表示しております。
2. 株価収益率は、決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。
3. 平成14年3月期における株価収益率については、当期純損失のため記載しておりません。

以 上

本報道発表文は、当社の転換社債型新株予約権付社債発行に際して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。なお、同社債については国内における募集又は売出しありません。また、本報道発表文は、米国を含むあらゆる地域における同社債の募集を構成するものではありません。米国1933年証券法に基づいて登録を行うか又は登録の免除を受ける場合を除き、米国において同社債の募集又は販売を行うことはできません。米国において証券の募集が行われる場合には、米国1933年証券法に基づいて作成される英文の目論見書が用いられます。なお、上記社債については米国における募集は行われません。